平成２５年（フ）第８５号
栃木県足利市朝倉町３丁目32番地10
破産者　佐藤　　亘
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第８７号
栃木県足利市福富町1230番地３
破産者　片岡　昌二
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第１８２８号
さいたま市桜区大字下大久保1224番地　牧剛方、住民票上の住所神奈川県相模原市中央区中央２丁目５番７号　ナチュラル相模原401
破産者　柳川　則夫
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３９号
千葉県松戸市金ケ作349番地の65、開始決定時の住所埼玉県八潮市大字南川崎287番地13
破産者　瀬谷　克巳
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第８７号
埼玉県越谷市西方１丁目3371番地３
破産者　嶋田　真一
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２７９号
埼玉県春日部市南３丁目10番23号、開始決定時の住所埼玉県草加市谷塚上町431番地３
破産者　中村　和彦
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３５８号
埼玉県草加市新善町49番地８　中原マンション201号
破産者　小野寺圭作
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３７４号
埼玉県春日部市南中曽根625番地２　アーバンハイツ101、旧住所埼玉県春日部市南中曽根669番地10
破産者　関口　高志
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第５２号
石川県能美市緑が丘11丁目34番地　ムービングラム206号室、従前の住所石川県金沢市間明町２丁目134番地　メゾンメニフィー202号
破産者　泉川外志正
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第１０６号
静岡市清水区横砂南町３番９号、旧住所静岡市清水区宮代町10番15号
破産者　杉山　　晃
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２７４号
静岡市葵区東千代田３－１－１、住民票上の住所滋賀県高島市鴨990番地31
破産者　森　　茂
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４０７号
静岡市葵区古庄３丁目15番48号
破産者　武田　房枝
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３６６号
兵庫県姫路市坂田町48番地　シティオデオン304、従前の住所兵庫県姫路市坂田町58番地
破産者　市場ともえ（旧姓出口）
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第８号
鳥取県倉吉市福守町541番地４
破産者　池田　勝利
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２５年（フ）第８７号
山口市神田町11番25号、前住所山口市大内御堀315番地１　カサベルデみほりＡ―201
破産者　オステリア　オルビターレこと　木村　洋二
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１８０１号
福岡市南区弥永団地14番304号
破産者　原口　博成
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３１２号
福岡市中央区小笹３丁目21番52―401号
破産者　大喜多兼高
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３７９号
福岡市博多区大井２丁目８番54号
破産者　中村　弘明
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６２５号
福岡県久留米市東櫛原町1235番地３
破産者　福川　正子
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部